



平成 25 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストホールディングス
代表者名 代表取締役社長 CEO 常 葉 浩 之
(コード：4848 東証第一部)
問い合わせ先 経理財務部長 朝 武 康 臣
電話番号 03-4530-4830

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 24 日開催の取締役会において、株式の分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）を基準日として、同日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 6 月 28 日（金曜日））の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 395,964 株
今回の分割により増加する株式数	: 39,200,436 株
株式分割後の発行済株式総数	: 39,596,400 株
株式分割後の発行可能株式総数	: 110,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日	公告日	平成 25 年 6 月 14 日（金曜日）
基準日		平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）
効力発生日		平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）

(参考) 平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規程に基づく取締役会決議により、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）をもって、当社定款の一部を次のとおり変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第 6 条（発行可能株式総数および自己の株式の取得）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第 2 章 株式 （発行可能株式総数および自己の株式の取得） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1, 100, 000 株</u> とする。 （新設） （新設）	第 2 章 株式 （発行可能株式総数および自己の株式の取得） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>110, 000, 000 株</u> とする。 <u>第 7 条（単元株式数）</u> <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u> <u>附則</u> <u>第 1 条</u> <u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 7 月 1 日とする。</u> <u>第 2 条</u> <u>前条及び本条の規定は、平成 25 年 7 月 1 日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

効 力 発 生 日 平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）

以 上